

令和7年度版

市税のしおり



「税に関する絵はがきコンクール（小学生）」さいたま市長賞受賞作



さいたま市

目次

1 税制と財政

- 1.1 税の体系・・・・・・・・・・ 2
- 1.2 さいたま市の税金・・・・・・・・ 2
- 1.3 令和7年度当初予算・・・・・・・・ 3

2 市税の種類としくみ

- 2.1 個人住民税・森林環境税・・・・・・・・ 6
- 2.2 法人住民税・・・・・・・・ 8
- 2.3 固定資産税・・・・・・・・ 9
- 2.4 都市計画税・・・・・・・・ 10
- 2.5 事業所税・・・・・・・・ 11
- 2.6 軽自動車税・・・・・・・・ 12
- 2.7 市たばこ税・・・・・・・・ 13
- 2.8 入湯税・・・・・・・・ 13

3 市税の納付

- 3.1 納付方法・・・・・・・・ 14
- 3.2 納付場所・・・・・・・・ 14
- 3.3 納期限を過ぎた場合・・・・・・・・ 15
- 3.4 納税の猶予制度・・・・・・・・ 15

4 市税の証明書

- 4.1 窓口での取得・・・・・・・・ 16
- 4.2 コンビニエンスストア等での取得・・ 17
- 4.3 電子申請による取得・・・・・・・・ 17
- 4.4 郵送による取得・・・・・・・・ 18

5 お問合せ先一覧

- 5.1 市税担当事務一覧・・・・・・・・ 19
- 5.2 連絡先など・・・・・・・・ 19

市税の納期一覧・・・・・・・・ 22

コラム

- さいたま市で消費してさいたま市を元気にしよう！・・・・・・・・ 5
- 市民税・県民税申告書は、電子申請サービス又は郵送により提出することができます！・・・ 7
- 固定資産税・都市計画税に対する不服があるとき・・・・・・・・ 10
- 目的税の使いみち ～令和5年度決算編～・・・・・・・・ 11
- たばこの購入は市内のお店で！・・・・・・・・ 13
- 滞納整理の流れ・・・・・・・・ 15
- 証明書の取り置きサービスをご利用ください・・・・・・・・ 17
- マイナンバーカードなどでできる主な税務手続・・・・・・・・ 18
- 税証明書の手数料の支払いにキャッシュレス決済をご利用いただけます・・・・・・・・ 21
- さいたまコールセンターをご利用ください・・・・・・・・ 21
- eL-QRでいつでもどこでもキャッシュレス納付・・・・・・・・ 21

「令和7年度版市税のしおり」のQRコード※
スマホをかざして読みとってください。

各コンテンツ内にあるQRコードを読みとることで、さいたま市ホームページ等の該当ページにアクセスできます。詳細をお知りになりたい場合にご活用ください。



<https://www.city.saitama.lg.jp/001/153/004/006/p065397.html>

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

1 税制と財政

1.1 税の体系

税金には、国に納める「国税」と、地方団体に納める「地方税」があります。
さらに地方税は、市に納める「市税」と、県に納める「県税」に分けられます。

使いみちによる分類

【普通税】…納められた税の使いみちが特定されず、どのような事業の費用にも充てることができる税をいいます。

【目的税】…納められた税の使いみちが特定されている税をいいます。

目的税の使いみちについては、**p4** および **p11** を参照してください。

納める方法による分類

【直接税】…税を負担する人が、直接、国・県・市に納める税をいいます。

【間接税】…税を負担する人が、直接ではなく、利用する店の経営者などの他者の手を経て納める税をいいます。

1.2 さいたま市の税金

普通税	直接税	個人住民税*	市内に住所のある個人にかかります (p6 参照)。
		法人住民税	市内に事務所・事業所のある法人にかかります (p8 参照)。
		固定資産税	市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方にかかります (p9 参照)。
		軽自動車税	三輪以上の軽自動車を取得した方に環境性能割が、軽自動車等を所有する方に自動車の種類、用途、排気量などに応じて種別割がかかります (p12 参照)。
		特別土地保有税	一定の面積以上の土地を保有しているときや、取得したときにかかります。平成15年度以後の新規課税分については、課税停止となっています。
	間接税	市たばこ税	卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡した、たばこの本数に応じてかかります (p13 参照)。
目的税	直接税	事業所税	一定規模を超える事務所・事業所において事業を行う方にかかります (p11 参照)。
		都市計画税	市街化区域内に土地・家屋を所有している方にかかります (p10 参照)。
		国民健康保険税	国民健康保険に加入している方にかかります (「国民健康保険のしおり」参照)。
	間接税	入湯税	鉱泉浴場に入湯した入湯客にかかります (p13 参照)。

※ 令和6年度から森林環境税が、国内に住所のある個人に対して個人住民税と併せて課税されています。森林環境税は国税ですが、この冊子では市税に含めて説明しています。



1.3 令和7年度当初予算

詳しい情報は
こちらからどうぞ

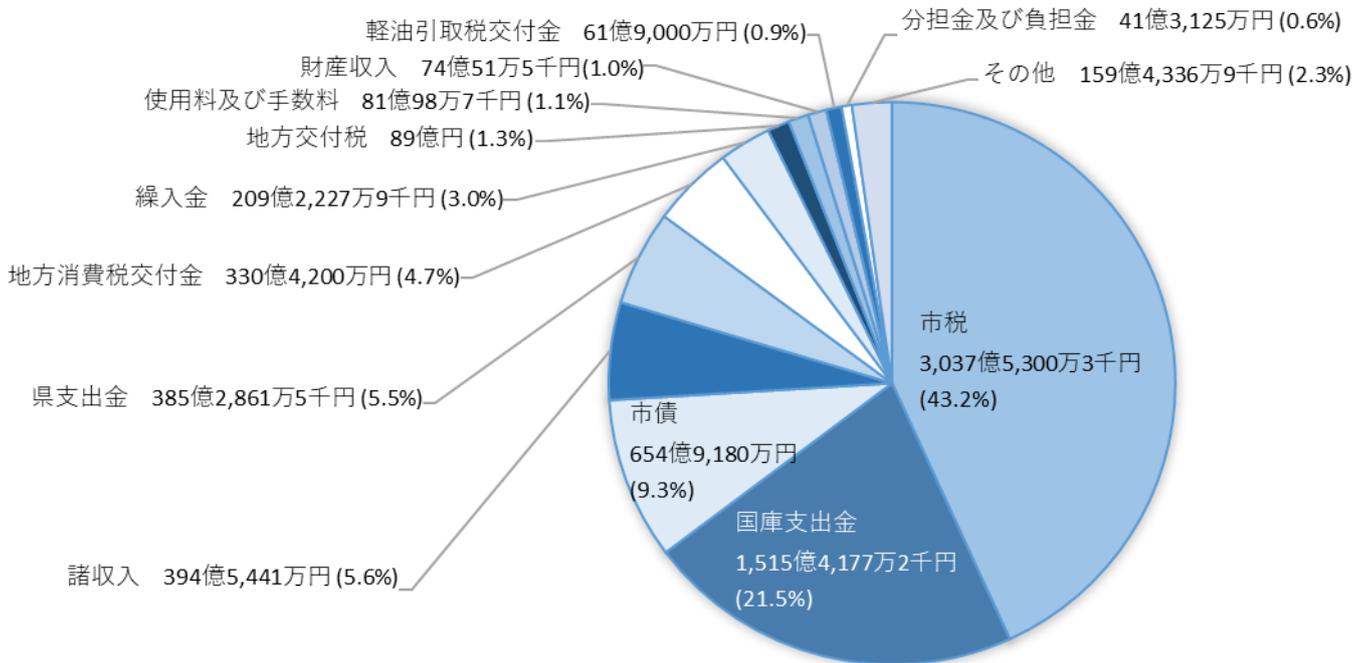


総額 1兆1,663億391万7千円

一般会計	7,034億円	福祉や教育、公園や道路の整備など、行政運営にかかる基本的な経費
特別会計	3,323億4,600万円	国民健康保険や介護保険など、特定の収入をもって運営される事業の経費
水道事業	504億6,359万9千円	
病院事業	305億5,995万1千円	
下水道事業	495億3,436万7千円	

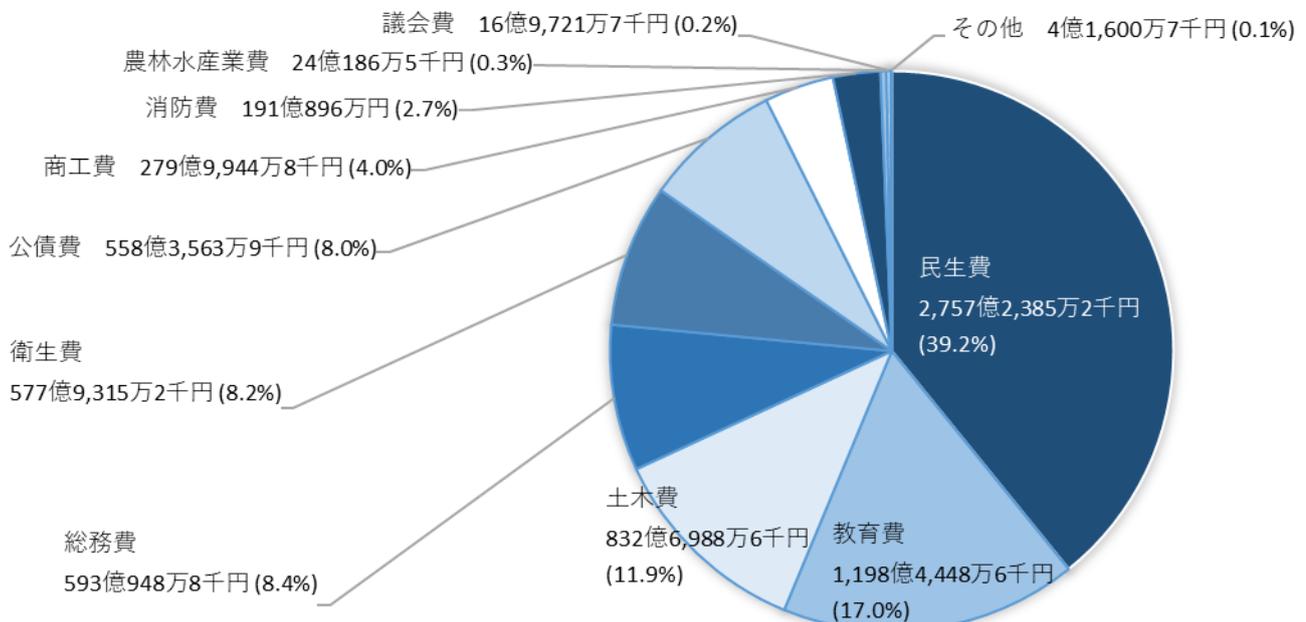
1 一般会計予算

歳入（7,034億円）



(注) 構成比については端数調整を行っています。

歳出（7,034億円）

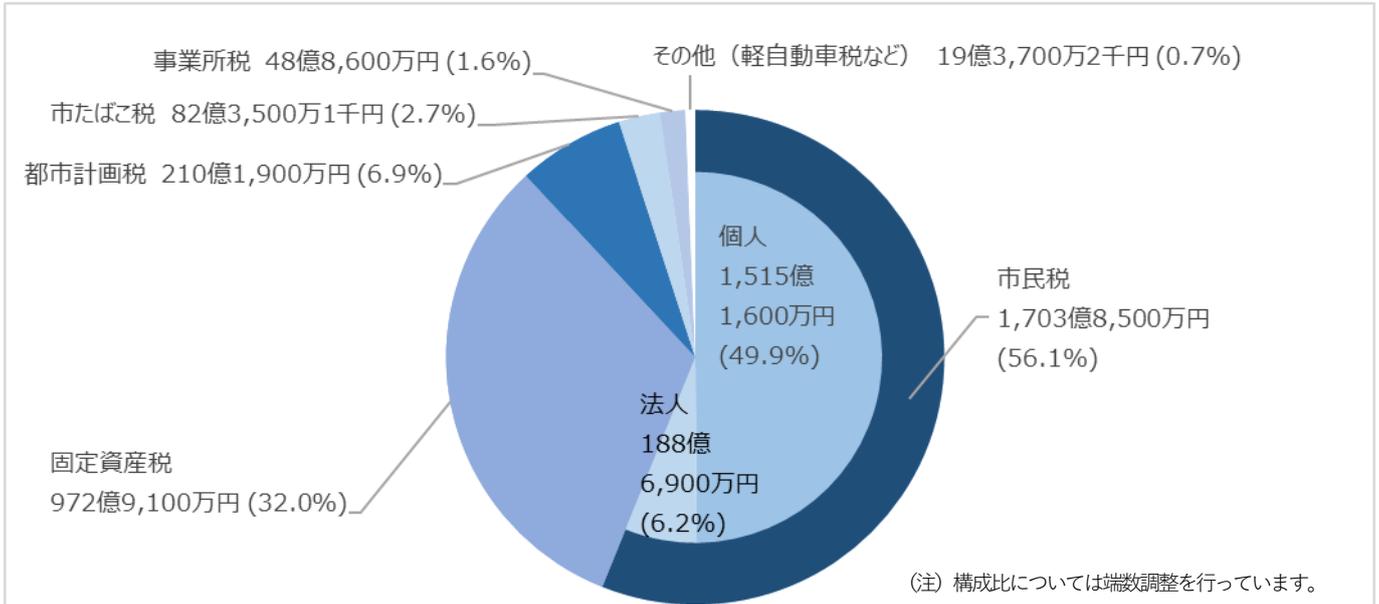


(注) 構成比については端数調整を行っています。

2 市税収入とその使いみち

市税の令和7年度当初予算額の内訳をみると、個人と法人の市民税をあわせて1,703億8,500万円、固定資産税が972億9,100万円となっており、この2つの税が全体の88.1%を占め、市税の2本柱となっています。

市税収入（3,037億5,300万3千円）



市税1万円の使いみち

納めていただいた市税1万円は、次のとおり、市民の皆様の生活に役立つよう、さまざまな行政サービスに使われています。

民生費 3,920円

障害者や高齢者の福祉、子育て支援などの経費

教育費 1,703円

学校教育、生涯学習などの経費

土木費 1,184円

道路、河川、公園のような社会資本整備などの経費

総務費 843円

庁舎や財産の維持管理、税金の徴収、選挙などの経費

衛生費 822円

健康増進、疾病予防、環境保全、ごみ処理などの経費

公債費 794円

借りましたお金（市債）の返済に要する経費

商工費 398円

商工業、観光の振興などの経費

その他 336円

消防、火災予防、農業の振興に要する経費など

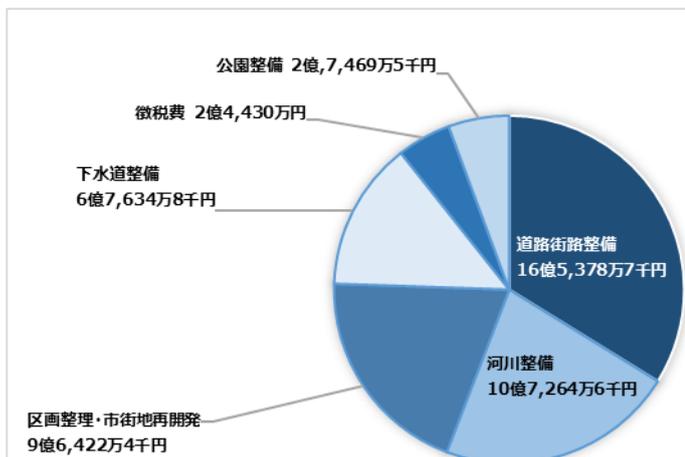
(注) 令和7年度一般会計歳出予算の款別一般財源充当額の割合であん分計算しています。

3 目的税の使いみち

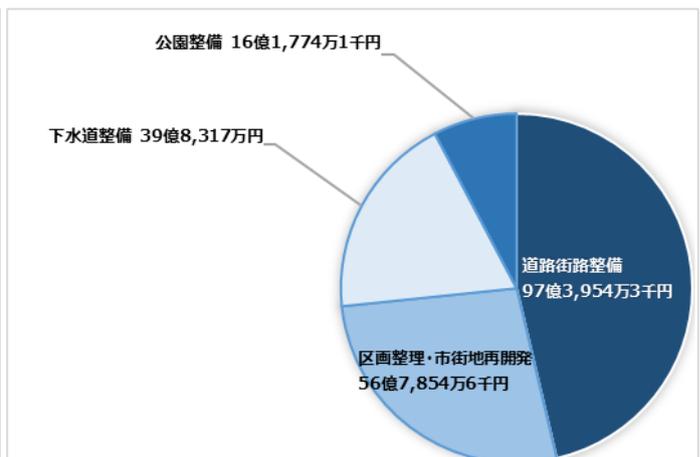
事業所税、都市計画税は道路や下水道整備などの都市環境の整備改善に使われます。

入湯税は観光振興に使われます。なお、事業所税の5%は徴税に係る費用に使われます。

事業所税（48億8,600万円）



都市計画税（210億1,900万円）



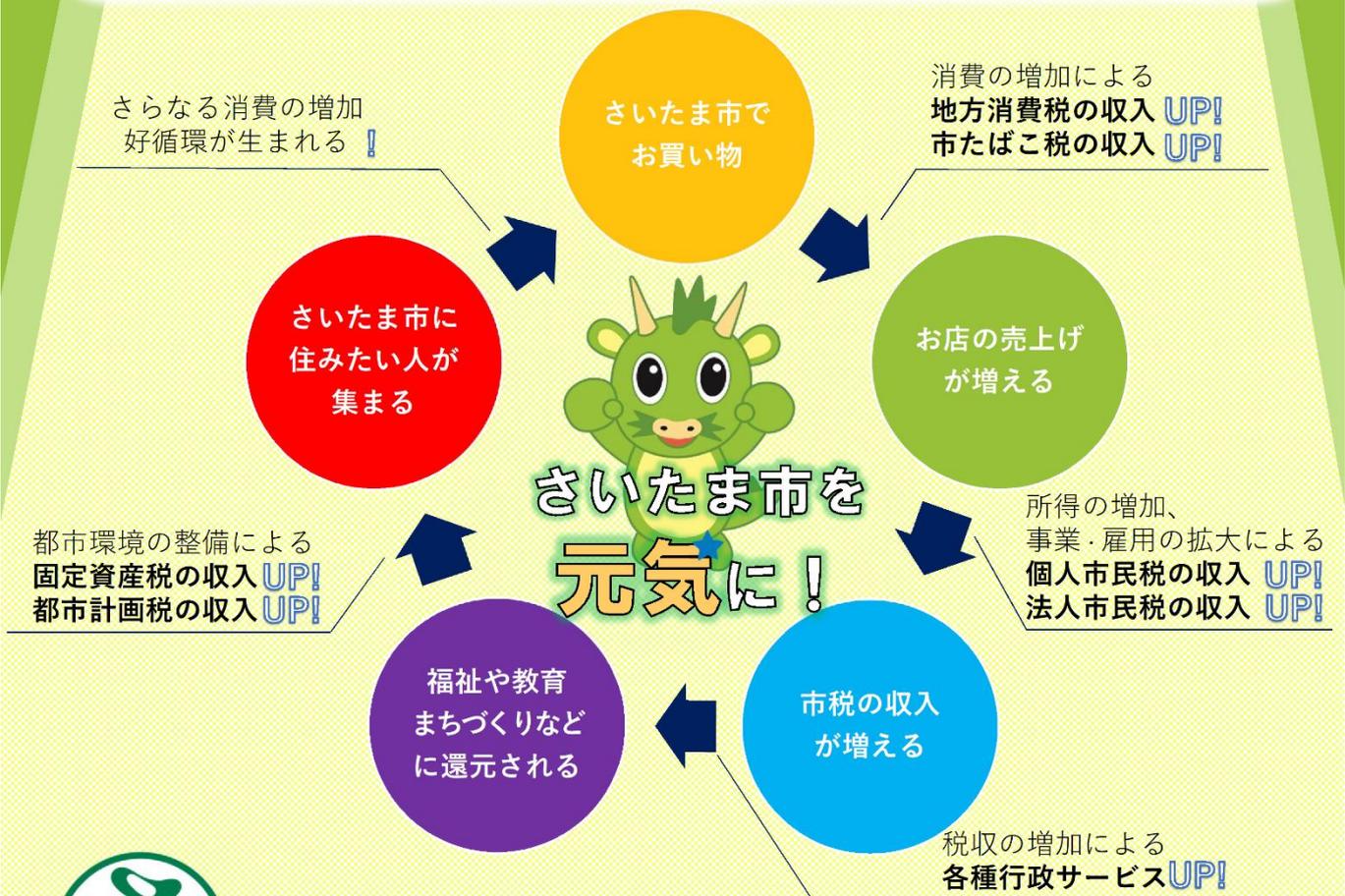
さいたま市で消費して さいたま市を **元気** にしよう！

本市の令和7年度の当初予算の一般歳入額は7,034億円で、そのうち約43.2%にあたる約3,038億円が市税です（p3参照）。

市税には、個人や法人の所得に応じてかかる「個人市民税」（p6参照）や「法人市民税」（p8参照）、土地や建物の評価額に応じてかかる「固定資産税・都市計画税」（p9・10参照）、たばこの販売価格に含まれている「市たばこ税」などがあります（p13参照）。

また、皆さんがお店で商品を購入したり、サービスの提供を受けたりするときに支払う消費税10%のうち、2.2%分は地方消費税で、人口規模などに応じて、都道府県や市町村に配分されます。令和7年度では、約330億円の地方消費税交付金を見込んでいます。

みなさんがさいたま市内で商品を買うことで、お店の所得が増加し、事業や雇用を拡大することができます。その結果、地域が活性化し、魅力ある街として人が集まってきます。市税収入が増えることで、福祉や教育、公園などさまざまな行政サービスを充実させることができ、めぐりめぐって、さいたま市が元気になります。



さいたま市
みんなのアプリ

さいコイン、たまポンを使って、
さいたま市をさらに元気に！



「さいコイン」で
納付できます



※さいコイン・たまポンは、「さいたま市みんなのアプリ」で提供する市内の加盟店で使えるキャッシュレス決済です。

2 市税の種類としくみ

2.1 個人住民税・森林環境税



詳しい情報は
こちらからどうぞ



個人住民税とは、個人市民税と個人県民税をあわせた名称で、個人の所得等に対してかかる税です。また、国内に住所がある個人に対して、個人住民税と併せて国税である森林環境税が課税されます。

1 納税義務者

納税義務者	均等割	所得割	森林環境税
区内に住所がある方	○	○	○
区内に事務所・事業所又は家屋敷を有し、その区内に住所を有しない方	○	—	—

(注) 上記の判断は、当該年度の初日の属する年の1月1日（賦課期日）における状況で行います。

2 個人住民税・森林環境税のかからない方

均等割、所得割、森林環境税のいずれもかからない方 (個人住民税・森林環境税が非課税の方)	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている ・賦課期日において、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下 ・前年の合計所得金額が次の額以下 扶養家族がない…45万円 扶養家族がいる… 35万円×(本人+同一生計配偶者^{*1}+扶養親族の数^{*2})+31万円
所得割がかからない方	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の総所得金額等が次の額以下 扶養家族がない…45万円 扶養家族がいる… 35万円×(本人+同一生計配偶者^{*1}+扶養親族の数^{*2})+42万円

※1 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者（事業専従者ではない方）で、前年の合計所得金額が48万円以下の方をいいます。

※2 国外に居住する30歳以上70歳未満の親族（留学生や障害者などを除く。）を除きます。

3 税額の求め方

個人住民税・森林環境税の税額は、均等割額、所得割額及び森林環境税額の合計額です。

《課税所得金額の算出方法》

収入金額－必要経費等＝所得金額

所得金額－所得控除額＝課税所得金額 (1,000円未満切捨て)

《次の算式によって「市民税」と「県民税」をそれぞれ計算し、森林環境税と併せて年税額とします。》

課税所得金額×税率－税額控除額＝所得割額 (100円未満切捨て)

所得割額＋均等割額＝市民税額又は県民税額 市民税額＋県民税額＋森林環境税額＝年税額

●均等割・森林環境税の税率（税額）

市民税	県民税	森林環境税
3,000円	1,000円	1,000円

●所得割の税率

市民税	県民税
8%	2%

(注) 土地等の譲渡所得、株式等の譲渡所得、退職所得等については、特別の計算を行います。

4 申告

1月1日現在で、さいたま市にお住まいの方は、毎年3月15日までに前年の所得を申告しなければなりません。ただし、所得税等の確定申告をした方や前年の所得が給与所得又は公的年金等に係る雑所得のみの方で、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が勤務先又は年金保険者から提出されている方等は申告の必要はありません。

5 納付方法

市が税額を計算のうえ納税者の住所等に納税通知書を送付し、納めていただきます（普通徴収）。ただし、給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある方は、原則として、給与又は公的年金が支払われる際に、その支払者が差し引き、納入します（特別徴収）。

●普通徴収

6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納めていただきます。

●給与特別徴収

6月から翌年5月までの間、会社などが毎月の給与から差し引いて納めます。ただし、退職などの理由により年度の途中で給与の支払を受けなくなったときは、普通徴収で納めていただくことがあります。

●公的年金特別徴収

4月1日現在、老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方が対象で、年金支払者が年金支給日に公的年金から差し引いて納めます。

《市民税・県民税申告書は、電子申請サービス又は郵送により提出することができます！》

○申告書の作成

ご自宅のパソコンやスマートフォンから個人住民税の計算をホームページ上で行うとともに、市民税・県民税申告書を作成することができる「市県民税 税額試算・申告書作成コーナー」がご利用できます。

さいたま市 市県民税 税額試算・申告書作成コーナー

検索

詳しい情報は
こちらからどうぞ



○申告書の提出

作成した申告書は、「さいたま市 電子申請・届出サービス（オンライン市役所さいたま。「オンたま」）」又は郵送によりご提出いただけます。同サービスでは、申告書を印刷せず、PDFファイルにより提出することができます。

さいたま市 電子申請サービス（又はオンたま）

検索

詳しい情報は
こちらからどうぞ



2.2 法人住民税

詳しい情報は
こちらからどうぞ



法人住民税とは、法人市民税と法人県民税をあわせた名称で、法人（会社など）の所得等に対してかかる税です。

1 納税義務者

納税義務者の区分	均等割	法人税割
区内（県内）に事務所・事業所がある法人	○	○
区内（県内）に事務所・事業所はないが、区内（県内）に寮等 [※] がある法人	○	—
区内（県内）に事務所・事業所、寮等 [※] がある公益法人等（収益事業を行わない場合）	○	—
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で区内（県内）に事務所・事業所を有する方	—	○

※ 寮等とは、宿泊所、クラブ、保養所、集会所などの施設です。

（注）法人が区内（県内）で事業を開始した場合や、既に届出した内容に変更が生じた場合には届出が必要です。

2 税額の求め方

均等割		所在期間が1年間に満たない場合は、事務所等があった月数であん分して計算します。		
法人の規模による区分		法人市民税		法人県民税
		区内の従業者数が50人以下	区内の従業者数が50人超	
公共法人、公益法人（均等割を課することができないもの以外のもの）、収益事業を行う人格のない社団等		5万円		2万円
資本金等の額	1,000万円以下の法人	5万円	12万円	5万円
	1,000万円を超え、1億円以下の法人	13万円	15万円	
	1億円を超え、10億円以下の法人	16万円	40万円	13万円
	10億円を超え、50億円以下の法人	41万円	175万円	54万円
	50億円を超える法人		300万円	80万円

法人税割 「課税標準となる法人税額×税率」の計算方法で算出します。

法人の区分	法人税額（年額）	税率	
		法人市民税	法人県民税
「資本金の額又は出資金の額」が1億円を超える法人	—	8.4%	1.8%
「資本金の額又は出資金の額」が1億円以下の法人	1,000万円超		
		1,000万円以下	6%

3 申告と納付方法

事業年度ごとに、予定申告や仮決算による中間申告、確定申告を自ら行い、その申告した額を納めていただきます。法人市民税は市に、法人県民税は県に、それぞれ申告が必要です。

なお、法人市民税については、市内の複数の区に事務所・事業所がある場合は区ごとに算出した均等割額を合計し申告します。

2.3 固定資産税

詳しい情報は
こちらからどうぞ



固定資産税とは、土地・家屋・償却資産の価格（評価額）に応じてかかる税です。

【土地】… 田、畑、宅地、池沼、山林、原野、その他の土地

【家屋】… 住宅、店舗、工場、倉庫、その他の建物

【償却資産】… 構築物、機械、装置、船舶、航空機、車両、運搬具、工具、器具備品などの土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの。

1 納税義務者

土地・家屋	毎年1月1日（賦課期日）に不動産の登記簿又は固定資産（補充）課税台帳に所有者として登記又は登録されている方です。
償却資産	毎年1月1日（賦課期日）に償却資産課税台帳に所有者として登録されている方です。償却資産の所有者は毎年1月31日までに申告しなければなりません。

2 固定資産の価格とその決定方法

固定資産は、総務大臣の定める「固定資産評価基準」に基づいて評価され、市長がその価格を決定し、固定資産課税台帳に登録します。この価格（評価額）が税額算出の基礎となります。

3 評価の方法

土地	固定資産評価基準に基づき、地価公示価格の7割程度を目途に土地の現況に即して評価しています。
家屋	固定資産評価基準に基づき、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点（基準年度）において再建築する場合に必要な建築費（再建築価格）に、建築後の経過年数に応じた減価を考慮して評価しています。
償却資産	固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算を行い、評価しています。

4 税額の求め方

固定資産課税台帳に登録された価格を基に算出された課税標準額に税率を乗じて税額を決定します。

負担調整措置や住宅用地に係る課税標準の特例措置などがある場合、これらの特例適用後の額が課税標準額となります。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 } 1.4\% = \text{固定資産税} \quad (100\text{円未満切捨て})$$

5 免税点

区内に同一の納税義務者が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が、次の金額に満たない場合には固定資産税は課税されません。

土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円
----	------	----	------	------	-------

6 納付方法

市が税額を計算のうえ納税者の住所等に納税通知書を送付し、5月、7月、12月、翌年2月の4回に分けて納めていただきます。

2.4 都市計画税

詳しい情報は
こちらからどうぞ



都市計画税とは、市街化区域内の土地・家屋を対象とし、固定資産税と併せてかかる税です。償却資産には都市計画税は課されません。

公園、道路、下水道の整備、区画整理などに要する費用に充てられます。

1 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）に市内の市街化区域内に所在する不動産の登記簿又は固定資産（補充）課税台帳に所有者として登記又は登録されている方です。

2 税額の求め方

固定資産課税台帳に登録された価格を基に算出された課税標準額に税率を乗じて税額を決定します。

負担調整措置や住宅用地に係る課税標準の特例措置などがある場合、これらの特例適用後の額が課税標準額となります。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} 0.3\% = \text{都市計画税} \quad (\text{100円未満切捨て})$$

3 免税点

固定資産税の課税標準額が免税点未満の場合には、都市計画税は課税されません。

4 納付方法

市が税額を計算のうえ納税者の住所等に納税通知書を送付し、固定資産税と併せて5月、7月、12月、翌年2月の4回に分けて納めていただきます。

＜固定資産税・都市計画税に対する不服があるとき＞

詳しい情報は
こちらからどうぞ



固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、原則として基準年度（3年に1度の評価替えを行う年度*）に限り、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。ただし、土地の地目変換や家屋の増改築等の理由により価格に変更があった場合に限り、基準年度以外の年度でも審査の申出ができます。

※ 次の評価替えは、令和9年度です。



- ① 納税者が審査の申出ができる期間は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日（通常4月1日）から、納税通知書の交付を受けた日後3か月以内です。
- ② 固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、納税者が決定の取消を求めて訴訟を提起することができます。

（注） 固定資産の価格以外の事項に関する不服申立ては、審査請求となりますので、詳しくは北部・南部市税事務所資産課税課（p19参照）までお問い合わせください。

2.5 事業所税

詳しい情報は
こちらからどうぞ



事業所税とは、人口 30 万人以上の都市などで、一定規模を超える事務所・事業所において事業を行っている方（法人・個人）にかかる税です。道路・下水道などの地域の都市環境整備に要する費用に充てられます。

1 納税義務者

市内で事業を行う法人又は個人の方です。

2 事業所税のかからないもの

国・公共法人又は公益法人等が収益事業以外の事業に使用する施設、公共性が高く都市機能上必要とされている施設、農林漁業、福利厚生、防災関係施設で一定のものなどは非課税となります。

3 税額の求め方

資産割

事業所床面積（㎡）× 600 円

従業者割

従業者給与総額× 0.25%

4 免税点

資産割・従業者割について、次に掲げる免税点以下の場合には事業所税は課税されません。

資産割	市内事業所床面積の合計が 1,000 ㎡以下（申告は 800 ㎡超から必要）
従業者割	市内従業者数の合計が 100 人以下（申告は 80 人超から必要）

（注） 免税点の判定は、資産割・従業者割についてそれぞれ個別に判定します。

（注） 法人は事業年度末日、個人は 12 月 31 日現在で判定します。

5 申告と納付方法

法人は事業年度ごとに、その終了の日から 2 か月以内に申告します。個人は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの事業について翌年 3 月 15 日までに申告します。また、免税点を超える場合には、申告とともにその申告した額を納めていただきます。事業所用家屋を貸付けている方は、貸付けを行った日から 2 か月以内に、事業所用家屋の貸付けに係る申告書を提出してください。

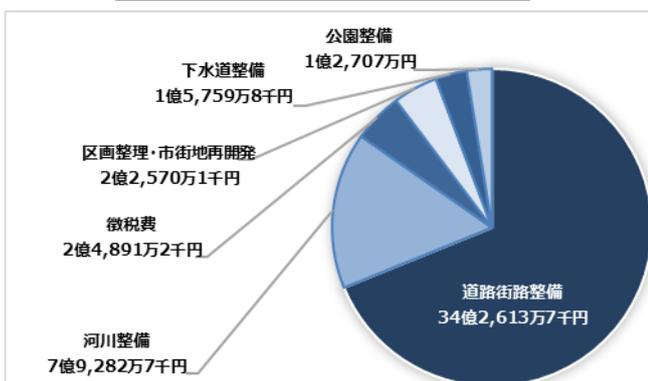
《目的税の使いみち ～令和 5 年度決算編～》

予算(p4 参照)：使う予定の金額⇔決算：実際に使った金額

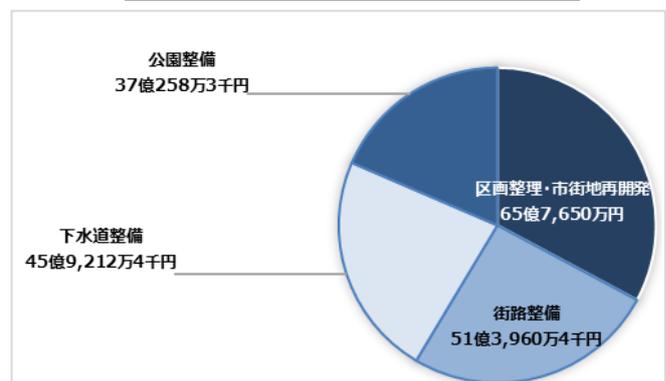
詳しい情報は
こちらからどうぞ



事業所税 (49 億 7,824 万 5 千円)



都市計画税 (200 億 1,081 万 1 千円)



2.6 軽自動車税

詳しい情報は
こちらからどうぞ



軽自動車税は種別割と環境性能割の二つの税で構成されます。軽自動車税（種別割）はバイクや軽自動車等の置き場となる市区町村が賦課徴収します。軽自動車税（環境性能割）は当分の間、市に代わって県が賦課徴収します。

1 軽自動車税（種別割）の納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）に市内に主たる定置場があるバイクや軽自動車等を所有している方です。

2 軽自動車税（種別割）の税率

原動機付自転車（原付バイクなど）、二輪車等

		車種区分	年税額
原動機付自転車 (原付バイクなど)	①	総排気量が50cc以下又は定格出力が0.6kW以下のもの (③及び⑤を除きます) ※ 一定の要件を満たす電動キックボードなど特定小型原動機付自転車を含みます。	2,000円
	②	二輪のもので、総排気量が50cc超90cc以下のもの(③を除きます) 又は定格出力が0.6kW超0.8kW以下のもの	
	③	二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力を4.0kW以下に制御したもの(新基準原付)	2,400円
	④	二輪のもので、総排気量が90cc超125cc以下のもの(③を除きます) 又は定格出力が0.8kW超1.0kW以下のもの	
	⑤	ミニカー(特定小型原動機付自転車に該当する車両は除きます。)	
小型特殊自動車	農耕作業用		2,400円
	その他(フォークリフトなど)		5,900円
軽二輪	総排気量が125cc超250cc以下		3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250cc超		6,000円

三輪・四輪以上の軽自動車

最初の新規検査の時期により、①従来税率、②新税率、③重課税率のいずれかの税率になります。

最初の新規検査の時期は自動車検査証の「初度検査年月」に記載されています。

車種区分			①従来税率	②新税率	③重課税率	
軽自動車	三輪(総排気量が660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上 (総排気量が 660cc以下)	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

①従来税率 … 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両

②新税率 … 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両

③重課税率 … 4月1日時点で最初の新規検査から13年を経過している車両

3 軽自動車税（種別割）の納付方法

納税義務者の住所等に送付される納税通知書（納付書）により、5月末日までに納めていただきます。

4 種別割のグリーン化特例（軽課）

三輪以上の軽自動車で、最初の新規検査の時期が令和5年4月1日から令和8年3月31日までの車両については、環境性能の優れたものの税率を軽減するグリーン化特例（軽課）が、対象車を取得した翌年度の課税についてのみ適用されます。

2.7 市たばこ税

詳しい情報は
こちらからどうぞ



市たばこ税とは、製造たばこの製造者などが、市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。

1 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者です。

ただし、たばこの小売代金に、市たばこ税が含まれているため、実際に税を負担するのは、たばこを購入した消費者となります。

2 税額の求め方

売り渡したたばこの本数 1,000 本につき 6,552 円となります。

《たばこの購入は市内のお店で！》

市たばこ税は、たばこを購入した販売店の所在する市町村の収入となり、みなさまの暮らしに役立てられています。お買い求めの際は、さいたま市内で購入していただきますようお願いいたします。

※ 喫煙は健康に悪影響を及ぼします。吸い過ぎには注意しましょう。また、望まない受動喫煙を生じさせないように、周囲の人に配慮しましょう。

2.8 入湯税

詳しい情報は
こちらからどうぞ



入湯税とは、鉱泉浴場の入湯行為にかかる税で、鉱泉源の保護管理施設の整備や観光の振興に要する費用などに充てられます。

1 納税義務者

鉱泉浴場における入湯客です。

2 入湯税のかからない方

次に該当する場合には、入湯税が免除されます。

- ① 義務教育終了前の子ども
- ② 共同浴場又は一般公衆浴場（銭湯）に入湯する場合
- ③ 日帰り客の利用に供される施設に入湯する場合

3 税額の求め方

1人1日につき 150 円です。

4 納付方法

鉱泉浴場の経営者が料金と一緒に徴収し、翌月 15 日までに 1 か月分をまとめて納めていただきます。

3 市税の納付

3.1 納付方法



詳しい情報は
こちらからどうぞ



市税は次の方法で納めることができます。

口座振替	<p>口座振替（自動払込）は、一度お申込みいただければ、指定した口座から、納期限ごとに自動的に引き落としで納付できる制度です。</p> <p>【Web 口座振替受付サービス】</p> <p>パソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して口座振替申し込み手続が行えます。金融機関や区役所の窓口に向く必要がなく、口座振替依頼書の記入や押印も不要です。（注）ヤマトシステム開発株式会社及び金融機関等の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。）</p>
クレジットカード納付	<p>Web サイト「地方税お支払サイト（地方税共同機構）」を利用し、クレジットカードにより納付ができます。</p> <p>なお、納税者負担でシステム利用料が掛かるほか、納期ごとに手続をする必要があります。</p> <p>（注）支払い手続き画面を保存し、記録として残しておくことをおすすめします。</p>
スマートフォン決済納付	<p>スマートフォン決済アプリで納付書に印字された地方税統一 QR コード又はバーコードを読み取ることにより、納付できます。また、さいたま市みんなのアプリでは、さいコインで納付できます（バーコードのみ）。</p>
Pay-easy 納付	<p>Pay-easy（ペイジー）は、パソコンやスマートフォンを利用したインターネットバンキング、ペイジーマークのある ATM から納付できるサービスです。</p> 
eLTAX 納付 〔「地方税お支払サイト」 「PCdesk」〕	<p>eLTAX（地方税ポータルシステム）の地方税共通納税システムを利用して電子納税ができます。「地方税お支払サイト」にて個人住民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税がご利用いただけます。また、法人市民税、事業所税、個人住民税・森林環境税（特別徴収）は、「PCdesk」にて引き続きご利用いただけます。</p>
窓口納付	<p>以下の「3.2 納付場所」に記載されている窓口で納付ができます。</p>

（注）窓口納付の場合を除き、領収書は発行されません。

3.2 納付場所

詳しい情報は
こちらからどうぞ



市税は次の場所で納めてください。

金融機関	<p>青木信用金庫、足利銀行、あすか信用組合、SMBC 信託銀行（口座振替のみ）、SBI 新生銀行、川口信用金庫、きらぼし銀行、きらやか銀行、群馬銀行、埼玉縣信用金庫、さいたま農業協同組合、埼玉りそな銀行、城北信用金庫、常陽銀行（Pay-easy 納付及び口座振替）、巢鴨信用金庫、大光銀行、第四北越銀行、中央労働金庫、東京信用金庫、東京スター銀行、東和銀行、栃木銀行、南彩農業協同組合、八十二銀行（Pay-easy 納付及び口座振替）、飯能信用金庫、東日本銀行、福島銀行、PayPay 銀行（Pay-easy 納付のみ）、みずほ銀行、みずほ信託銀行（eL-QR 付の納付書に限る）、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行、三菱 UFJ 信託銀行（口座振替のみ）、武蔵野銀行、山形銀行、全国のゆうちょ銀行・郵便局、楽天銀行（Pay-easy 納付のみ）、りそな銀行</p> <p>●QR コード付納付書が利用可能な金融機関の最新情報は、下記 URL よりご確認ください。 地方税共同機構 https://www.eitax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/</p>
コンビニエンスストア等	<p>くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK（マルチメディアキオスク）設置店</p> <p>（注）コンビニエンスストア等では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納期限が過ぎている、又は金額が修正された納付書では納付できません。 ・バーコードが印字されていない納付書では納付できません。 ・1枚あたり 30 万円を超える納付書では納付できません。
その他	<p>区役所内金融機関派出所、市税事務所の市税の総合窓口及び市税の窓口、支所・市民の窓口</p>

3.3 納期限を過ぎた場合

詳しい情報は
こちらからどうぞ



1 延滞金

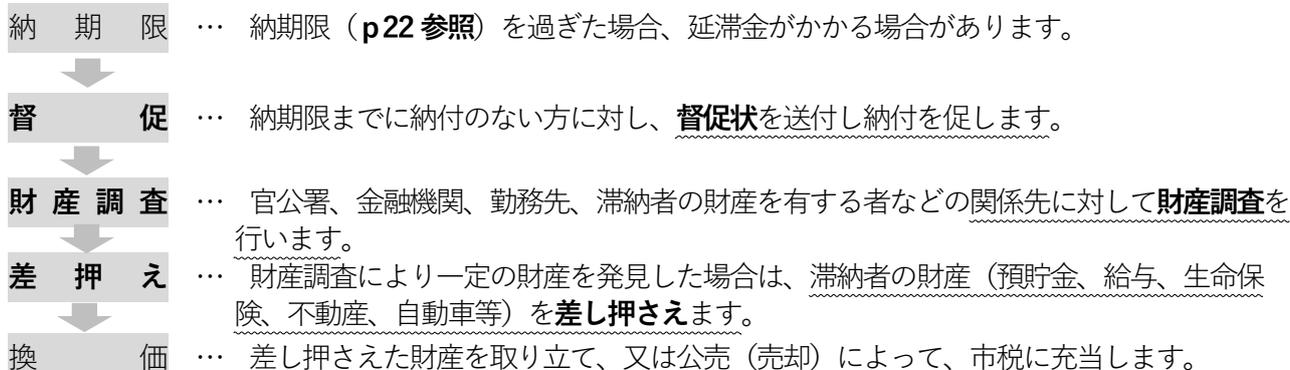
納期限を過ぎた場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金が計算され、本税と併せて納めていただきます。

2 滞納処分

定められた納期限までに税金を納めないことを滞納といいます。市税等の滞納があった場合は、督促状、催告書の郵送又は電話・SMS（ショートメッセージサービス）により催告を行っています。

なお、納付資力があいながら、納付されない方に対しては、財産（預貯金、給与、生命保険、不動産、自動車等）の差押えなどの滞納処分を行うこととなります。

《滞納整理の流れ》 納期限までに全額が納付されない場合、差押えなどの滞納処分を行うこととなります。



督促状や催告書が届いたら、すぐにご確認ください！！

すぐに内容を確認し納付していただくか、納付が困難な場合は、担当課までご連絡ください（p19 参照）。
そのまま放置すると、**財産の差押え**をすることとなります。

3.4 納税の猶予制度

詳しい情報は
こちらからどうぞ



市税を一時に納付することができない方のために、一定の要件に該当する場合、猶予を受けられる制度があります。

1 徴収猶予

災害、病気、事業の休業などによって市税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて徴収が猶予される制度です。

2 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められ、なおかつ、納税について誠実な意思があると認められる等の場合に、申請（納期限から6か月以内）に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

4 市税の証明書

さいたま市では、各種税証明書を交付しています。

主な証明書の種類	手数料				窓口			電子申請	コンビニ等
	件数	窓口	電子申請 ^{※6}	コンビニ等	市税事務所 市税の窓口	支所 市民の窓口	市内 郵便局 ^{※5}		
所得・課税（非課税）証明書	1年度ごと	300円	300円	200円	○	○	○	○	○
固定資産税 公租証明書 評価証明書	1年度ごと ^{※1}	300円	300円	—	○	○	○	○	—
名寄帳（閲覧用）	1件ごと	300円	300円	—	○	○	—	○	—
納税証明書（次の欄を除く） ^{※2}	1年度・ 1税目ごと	300円	300円	200円	○	○	○ ^{※3}	○	○ ^{※4}
納税証明書 （軽自動車税継続検査用）	—	無料	—	—	○	○	—	—	—
営業（所在）証明書	1事業所 ごと	300円	300円	—	○	○	—	○	—

- ※1 納税義務者につき土地3筆・家屋3棟ごとに計算します。なお、共有名義がある場合、計算が変わることがあります。
 ※2 国民健康保険税の納税証明書については、各区役所保険年金課で取得いただけます。
 ※3 納税証明書の市内郵便局交付は、個人住民税・森林環境税及び固定資産税で本人に係るもののみ取得いただけます。
 ※4 納税証明書のコンビニ交付は、個人住民税・森林環境税に係る本人の最新年度のもののみ取得いただけます。
 ※5 「4.1 窓口での取得」の「1 請求窓口」に記載のある郵便局に限ります。
 ※6 令和8年3月31日まで、個人の方の電子申請による税証明書の交付申請（ネット取り置きサービスを除きます。）の手料は、200円です。

4.1 窓口での取得

詳しい情報は
こちらからどうぞ



1 請求窓口

北部・南部市税事務所、各区市税の窓口、支所・市民の窓口（p19・20参照）、市内27か所の郵便局

所在区	名称
西区	西区市税の窓口、馬宮支所、植水支所、三橋支所 指扇駅前郵便局、大宮清河寺郵便局
北区	北区市税の窓口、日進支所、宮原支所 大宮郵便局、大宮吉野町郵便局、大宮盆栽町郵便局、大宮奈良郵便局
大宮区	北部市税事務所、大宮駅支所 大宮北袋郵便局、大宮三橋一郵便局、大宮三橋四郵便局
見沼区	見沼区市税の窓口、片柳支所、七里支所、春岡支所、東大宮支所 大宮南中野郵便局
中央区	中央区市税の窓口 与野大戸郵便局、与野円阿弥郵便局、与野鈴谷郵便局
桜区	桜区市税の窓口、土合支所、大久保支所、西浦和駅市民の窓口 浦和大久保郵便局、浦和神田郵便局、浦和栄和郵便局、浦和白鍬郵便局
浦和区	南部市税事務所、浦和駅市民の窓口、北浦和駅市民の窓口、与野駅市民の窓口 浦和領家郵便局
南区	南区市税の窓口、谷田支所、南浦和駅市民の窓口 浦和曲本郵便局、浦和大谷口郵便局
緑区	緑区市税の窓口、三室支所、美園支所、東浦和駅市民の窓口、原山市民の窓口、山崎市民の窓口 美園郵便局、浦和代山郵便局
岩槻区	岩槻区市税の窓口、東岩槻支所、府内市民の窓口 岩槻上野郵便局、慈恩寺郵便局、川通郵便局、岩槻和土郵便局、岩槻西原郵便局

2 請求できる方と請求時に必要なもの

請求者	必要なもの
本人	・本人確認書類*
生計を一にする同居の親族	・請求者の本人確認書類* (さいたま市在住かつ同一世帯で住民登録されている方は原則、委任状を省略できます。)
相続人	・相続人であることが確認できるもの(戸籍・除籍謄本など)
法人の代表者・従業員	・代表者…代表者の資格を証する書類(法人の登記事項証明書(発行日から3か月以内のもの)など)、代表者の本人確認書類* ・従業員…従業員証(法人名と来庁した従業員氏名が確認できるもの)(名刺は不可)、従業員の本人確認書類*
上記以外の方(代理人など)	・請求者の本人確認書類* ・委任状、同意書など

※ 「本人確認書類」とは、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証(有効期限が切れていないもの:最長で令和7年12月1日まで)、資格確認書などです。

《証明書の取り置きサービスをご利用ください》

スマートフォンやパソコンから税証明書を申請し、窓口で受け取ることができます。

窓口では、身分証の確認、署名及び手数料の支払いだけで、スムーズに受け取ることができます。

詳しい情報は
こちらからどうぞ



スマホ等で
申請してください。



市で事前審査、
税証明書の作成
をします。



翌開庁日正午以降、
準備ができた旨を
メールでお知らせします。



指定の窓口で
受け取れます。

4.2 コンビニエンスストア等での取得

詳しい情報は
こちらからどうぞ



マイナンバーカード(スマホ用電子証明書に順次対応中)を使って、コンビニエンスストア等で証明書を取得することができます。*1 その際、電子証明書の4桁の暗証番号が必要です。

取扱時間	利用場所
午前6時30分~午後11時*2	セブン-イレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなどのうちマルチコピー機設置店舗

*1 本人のもので、最新年度に限ります。また、さいたま市外へ転出された方はご利用ができません。

*2 メンテナンスなどにより休止となることがあります。

4.3 電子申請による取得

詳しい情報は
こちらからどうぞ



「さいたま市 電子申請・届出サービス(オンライン市役所さいたま。「オンたま」)」を利用して、マイナンバーカード(スマホ用電子証明書を含みます。)による本人確認(署名用電子証明書用暗証番号が必要です。)とクレジットカードによる手数料の支払いをすることで、税証明書がご自宅へ郵送されます。なお、事前にオンたまの利用者登録及び電子証明書の取得が必要です。

(注) メンテナンスなどにより休止となることがあります。

4.4 郵送による取得

詳しい情報は
こちらからどうぞ



本人による郵送での証明の請求は、以下の書類を同封のうえ、各担当課・係（p19 参照）へ送付してください。

(注) 本人以外による請求の場合は、ホームページの案内をご確認ください。

(1) 税証明交付請求書	・さいたま市ホームページから請求書の様式をダウンロードできます。
(2) 手数料	・郵便局の定額小為替を証明発行手数料分（p16 参照）同封してください。 （現金書留封筒に証明発行手数料を同封していただいても結構です。）
(3) 返信用封筒	・返送先の氏名・住所を記入し、切手を貼付してください。
(4) 本人確認書類のコピー	・請求者のマイナンバーカード、運転免許証などのコピーを同封してください。 ・さいたま市外へ転出後、更に転居した場合は、住所の履歴が確認できる書類のコピーも同封してください。（例：運転免許証の裏面）

マイナンバーカードなどでできる主な税務手続



マイナンバーカードやマイナンバーカードの電子証明書機能（スマホ用電子証明書）を搭載したスマートフォンがあれば、窓口以外でも市税のお手続ができます！

○ 「市民税・県民税申告書」の提出

ご自身で作成された申告書を「さいたま市 電子申請・届出サービス」（オンライン市役所さいたま。「オンたま」）から時間や場所を気にせずご提出いただくことが可能です。

さいたま市 電子申請サービス(又はオンたま)

検索

詳しい情報は
こちらからどうぞ



○ 税証明書の取得

- ・コンビニエンスストア等での取得

マイナンバーカード（スマホ用電子証明書に順次対応中）を利用して全国のコンビニエンスストア等で税証明書を取得できます。

- ・電子申請による取得

「さいたま市 電子申請・届出サービス」（オンライン市役所さいたま。「オンたま」）をご利用いただくことで、窓口に出向かずに税証明書を取得可能です。

証明書はクレジットカード決済後、郵送でお届けいたします。

さいたま市 市税の証明書

検索

詳しい情報は
こちらからどうぞ



○ 原動機付自転車等の標識交付申請

- ・個人の方が販売店より新規購入したもの
- ・原動機付自転車（ミニカーを除く。）、小型特殊自動車

さいたま市 原付 電子申請

検索

詳しい情報は
こちらからどうぞ



5 お問合せ先一覧

5.1 市税担当事務一覧

お問合せ内容		担当窓口	
		市税事務所 など	各区 市税の窓口
個人住民税 森林環境税	・市県民税の申告 ・普通徴収（納付書・口座振替による納付）に係る課税内容に関する事	北部・南部 個人課税課	—
	・特別徴収（給与等からの差引きによる納付）に係る届出に関する事	北部 法人課税課 特別徴収係	—
固定資産税	・固定資産税、都市計画税（土地・家屋）に係る課税内容に関する事	北部・南部 資産課税課	—
	・固定資産税（償却資産）に係る申告や課税内容に関する事	南部 資産課税課 償却資産係	—
法人市民税 その他市税	・法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税に係る申告や課税内容に関する事	北部 法人課税課 法人・諸税係	—
	・軽自動車税（種別割）に係る課税内容に関する事	北部・南部 個人課税課 普通徴収第1係	※
納税	・市税の納付に関する事（納税相談） ・督促状、催告書、差押に関する事	北部・南部 納税課	※
	・公売に関する事	北部・南部 納税調査課	—
	・還付に関する事	収納対策課 829-1167 (FAX:829-1962)	—
	・納付方法や納付場所の案内、市税の口座振替に関する事	納税コールセンター 799-3530(FAX:829-1962)	—
・市税の証明書の発行に関する事		各税目担当窓口	○

※ 市税の窓口取扱業務は市税の証明書の交付、原動機付自転車（新基準原付及び特定小型原動機付自転車を含む）及び小型特殊自動車の登録・廃車の届出、市税の納付です。

5.2 連絡先など

1 市税事務所 取扱時間：午前8時30分～午後5時15分

北部市税事務所 〒330-8501 大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 5階			
担当課	担当係	電話番号	FAX
個人課税課	(大宮区) 普通徴収第1係	646-3102	646-3164
	(西・見沼区) 普通徴収第2係	646-3103	
	(北・岩槻区) 普通徴収第3係	646-3104	
法人課税課	特別徴収係	646-3271	
	法人・諸税係	646-3272	
資産課税課	(西・北・大宮区) 土地第1係	646-3114	
	家屋第1係	646-3119	
	(見沼・岩槻区) 土地第2係	646-3115	
	家屋第2係	646-3120	
納税調査課	調査係	646-3047	646-3121
	公売係	646-3048	
納税課	特別滞納整理係	646-3039	
	納税第1係	646-3081	
	納税第2係	646-3049	
	納税整理係	646-3045	
	法人納税係	646-3043	

南部市税事務所 〒330-0061 浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 1・2階			
担当課	担当係	電話番号	FAX
個人課税課	(浦和区) 普通徴収第1係	829-1386	829-6236
	(中央・緑区) 普通徴収第2係	829-1387	
	(桜・南区) 普通徴収第3係	829-1389	
資産課税課	(中央・桜・浦和区) 土地第1係	829-1570	829-1916
	家屋第1係	829-1572	
	(南・緑区) 土地第2係	829-1571	
	家屋第2係	829-1573	
納税調査課	償却資産係	829-1186	829-1964
	調査係	829-1467	
納税課	公売係	829-1469	
	特別滞納整理係	829-1734	
	納税第1係	829-1732	
	納税第2係	829-1733	
	納税整理係	829-1735	

2 市税の窓口

取扱時間：午前8時30分～午後5時15分

区役所		電話番号・FAX
西区	〒331-8587 西区西大宮3-4-2	お問合せは 北部市税事務所へ (p19 参照)
北区	〒331-8586 北区宮原町1-852-1	
見沼区	〒337-8586 見沼区堀崎町12-36	
岩槻区	〒339-8585 岩槻区本町3-2-5	
中央区	〒338-8686 中央区下落合5-7-10	お問合せは 南部市税事務所へ (p19 参照)
桜区	〒338-8586 桜区道場4-3-1	
南区	〒336-8586 南区別所7-20-1	
緑区	〒336-8587 緑区大字中尾975-1	

3 支所・市民の窓口

取扱時間：午前8時30分～午後5時15分

名称	住所	電話番号	FAX	名称	住所	電話番号	FAX
西区	馬宮支所 西区大字西遊馬236-2	624-4918	620-1101	浦和区	浦和駅 市民の窓口★ 浦和区高砂1-16-12	883-0210	811-2200
	植水支所 西区大字中野林173-2	624-4958	620-1102		北浦和駅 市民の窓口★ 浦和区北浦和3-3-1	833-8661	835-1154
	三橋支所 西区三橋6-642-4	625-3853	620-1103		与野駅 市民の窓口★ 浦和区上木崎2-2-2	825-6661	835-1480
北区	日進支所 北区櫛引町2-574-1 イオン大宮店 2階	663-6938	660-1100	南区	谷田支所 南区大字太田窪1277-1	885-9616	871-2080
	宮原支所 北区宮原町3-824-2	664-5931	660-1101		南浦和駅 市民の窓口★ 南区南浦和2-37-1	866-4761	836-1380
大宮区	大宮駅支所★ 大宮区錦町630 ルミネ2 1階	642-1755	640-1102	緑区	三室支所 緑区大字三室1946-5	873-4827	810-1055
見沼区	片柳支所 見沼区大字東新井117-2	683-4985	680-1100		美園支所 緑区美園4-19-1	878-1251	812-1037
	七里支所 見沼区大字東門前379-1	683-4984	680-1101		東浦和駅 市民の窓口★ 緑区東浦和4-1-16	875-1515	810-1057
	春岡支所 見沼区深作1-5-1	683-4982	680-1102		原山 市民の窓口 緑区原山2-33-7	884-3511	811-1404
	東大宮支所 見沼区東大宮4-31-1	651-8007	660-1102		山崎 市民の窓口 緑区大字三室223-8	874-6900	810-1054
桜区	土合支所 桜区西堀4-2-35	862-5101	836-1381	岩槻区	東岩槻支所 岩槻区東岩槻6-6 (ふれあいプラザいづつき内)	757-3531	790-1101
	大久保支所 桜区大字五関839-2	852-4510	840-1266		府内 市民の窓口 岩槻区府内1-8-1	791-2715	791-2271
	西浦和駅 市民の窓口★ 桜区田島5-9-15	861-5208	836-1382				

★ 午後7時まで開庁しておりますが、午後5時15分以降に市税の証明書を請求する場合、個人住民税・森林環境税の証明書以外は後日の交付となります。

(注) 住所、電話番号及びFAXは、令和7年6月10日(火)時点のものです。

《税証明書の手数料の支払いにキャッシュレス決済をご利用いただけます》

市税事務所の市税の総合窓口、市税の窓口、各区役所、支所・市民の窓口で、税証明書の交付手数料のお支払いにキャッシュレス決済をご利用いただけます。

決済手段	ブランド名
デジタル地域通貨	さいコイン
クレジットカード	VISA/Mastercard/JCB/AMERICAN EXPRESS/Diners Club/UnionPay(銀聯)/ JCB PREMO
電子マネー	iD/楽天 Edy/WAON/nanaco/QUICPay/交通系 IC (Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、 manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん)
QRコード	楽天ペイ/d払い/PayPay/メルペイ/au PAY/ゆうちょ Pay/ WeChat Pay/Alipay/UnionPay (銀聯) /AEON Pay

詳しい情報は
こちらからどうぞ



《さいたまコールセンターをご利用ください》

市税に関する一般的なご質問（個人の税情報に関わるもの以外）については、「さいたまコールセンター」もご利用いただけます。

オペレーターが対応しますので、お気軽にお問い合わせください。

- 電話 048-835-3156 (さいコール)
- FAX 048-827-8656
- メール 専用お問合せフォームから
<https://www.city.saitama.lg.jp/inquiry/mailformfaq.html>

[受付時間] 午前8時～午後9時 (年中無休)

(注) FAX・メールは24時間受付 (対応は午前8時～午後9時)

さいたま市 お問い合わせ

検索

詳しい情報は
こちらからどうぞ



《eL-QRでいつでもどこでもキャッシュレス納付》

ご自宅やオフィスに届く納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、スマートフォンやパソコンで地方税をお支払いいただけます。

- スマホから「〇〇」ペイで納付したい。
- クレジットカードで納付したい。
- インターネットバンキングで納付したい。
- 2枚以上の納付書をまとめて納付したい。

詳しい情報は
こちらからどうぞ



eL-QR



いつでも
どこでも
キャッシュレス納付



簡単

LTA
LOCAL TAX AGENCY
地方税共同機構

市税の納期一覧

年月	個人住民税・森林環境税（普通徴収）	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 （種別割）	国民健康保険税
令和7年 4月				
5月		1期 [6月2日まで]	定期 [6月2日まで]	
6月	1期 [6月30日まで]			
7月		2期 [7月31日まで]		1期 [7月31日まで]
8月	2期 [9月1日まで]			2期 [9月1日まで]
9月				3期 [9月30日まで]
10月	3期 [10月31日まで]			4期 [10月31日まで]
11月				5期 [12月1日まで]
12月		3期 [1月5日まで]		6期 [1月5日まで]
令和8年 1月	4期 [2月2日まで]			7期 [2月2日まで]
2月		4期 [3月2日まで]		8期 [3月2日まで]

個人住民税・森林環境税 特別徴収 （給与から差引き）	会社などに お勤めの方（従業員）	令和7年6月から令和8年5月まで、毎月の給与から差引き
	特別徴収義務者	徴収した月の翌月10日までに納入
個人住民税・森林環境税 特別徴収 （年金から差引き）	65歳以上の 公的年金受給者	年6回の公的年金支給時に年金から差引き
法人住民税		事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告納付
事業所税	法人	
	個人	翌年の3月15日までに申告納付
市たばこ税		卸売販売業者等が翌月末日までに毎月納付
入湯税		鉱泉浴場の経営者が翌月15日までに毎月納入

（注） 納期限が土曜日、日曜日又は休日の場合は、翌開庁日が納期限となります。また、納期限が年末の場合は、1月4日（土曜日、日曜日の場合は翌開庁日）が納期限となります。

発行 令和7年6月

編集 さいたま市財政局税務部税制課 浦和区常盤6-4-4 電話：048-829-1159 FAX：048-829-1986